

**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
すくすく yell（生活介護）運営規程**

（事業の目的）

第1条 株式会社エールが設置するすくすく yell（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの生活介護（以下「生活介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、生活介護事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう援助することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、障害者に対し入浴・排泄又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 生活介護の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要なサービスの提供ができるよう努めるものとする。

3 生活介護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、障害者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

5 前4項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）」及び「岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（岡山市条例81号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 すくすく yell
- （2）所在地 岡山県岡山市北区平田102番地108

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤兼務)

管理者は、従業者の管理、生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている生活介護の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行うほか、障害者並びにその家族に対しその内容等について必要な説明を行う。

(2) 看護職員 1名以上

看護職員は、利用者が必要とする看護を適切に行うとともに、必要に応じ利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、介護等に従事する。

(3) 生活支援員 1名以上

生活支援員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するための適切な介護等に従事する。また、利用者負担上限額の管理を行う。

(4) サービス管理責任者 1名 (常勤兼務)

サービス管理責任者は、個別支援計画を策定するとともに、利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業に対する照会等により、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス事業等の利用状況を把握し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討する。また、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し必要な援助を行うとともに、他の従業者等に対する技術指導又は助言を行う。

(5) 医師 1名 (非常勤専従)

利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行なう。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

日曜日から土曜日までとする (毎日営業)

ただし、8月13日から14日、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

9時から18時までとする。

(3) サービス提供時間

月曜日から金曜日9時30分から17時までとする。

国民の祝日、土曜日・日曜日は9時30分から16時30分までとする。

(4) 電話・相談受付時間

営業日の9時から18時までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の定員は、次のとおりとする。

利用定員：7名（多機能型として実施する児童発達支援・放課後等デイサービスと通じて7名）

- 2 事業所は、前項の定員及び指導訓練室の定員を超えて事業の提供を行わないものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(生活介護の内容)

第7条 事業所で行う生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 個別支援計画の作成
- (2) 介護サービス
更衣、排せつ等の身体介助等
- (3) 機能訓練・創作的活動
- (4) 食事の提供（食事は利用者が持参したものを提供することとする）

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 指定生活介護サービスを利用した場合の利用者負担額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の1割とする。ただし、利用者負担額の月額については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第4項の定めによるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定生活介護サービスを提供した際は、支給決定障害者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額に90分の100を乗じて得た額の支払を受けるものとする。
- 3 次に定める費用については支給決定障害者から徴収するものとする。
 1. 日用品費（実費）
 2. 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当であるもの
 3. 入浴サービス費（1回500円）
 4. 活動（創作的活動やその他活動）に係る費用（毎月定額500円の負担とする）
 5. 当日キャンセルとなった場合はキャンセル料が発生する。

- 4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は岡山市全域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 サービスを利用するにあたって、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の障害者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならない。

(緊急時、事故発生時等における対応)

第11条 事業所の従業者は、事業の提供中に障害者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関、及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

2 事業者は 利用者に指定生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者は、利用者に対する指定生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

4 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入するものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(業務継続計画の作成)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定生活介護の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な

措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(事業の主たる対象とする障害の種類)

第14条 事業所は、重度心身障害者の障害特性をふまえたサービスの専門性を確保するため、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を対象とする。

(苦情解決対応)

第15条 提供した生活介護サービスに関する障害者並びにその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した生活介護サービスに関する障害者並びにその家族からの苦情を受け付けたときには、当該苦情の内容等を記録することとする。
- 3 提供した生活介護サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が、法第11条第2項の規定により岡山県が、また、法第48条第1項の規定により岡山県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害者またはその家族からの苦情に関して市町村又は岡山県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は岡山県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うとともに、その改善の内容を岡山県、岡山県知事、市町村又は市町村長に報告するものとする。
- 4 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備。
- (2) 成年後見制度の利用支援。

- (3) 苦情解決体制の整備。
- (4) 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の定期的な実施。
- (5) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用含）を定期的開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
- (6) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (7) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

2 職員は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
- (2) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (3) 性的な嫌がらせをすること。
- (4) 食事を与えないこと。
- (5) 当該利用者を無視すること。

(成年後見制度の活用支援)

第17条 事業者は、利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

(身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続)

第18条 事業所は、指定生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 事業者は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用含）を定期的開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的 to 実施する。

(感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第19条 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用含）を定期的 to 開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防およびまん延防止のための研修並びに訓練を定期的 to 実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。定期の診療とは別に嘱託医とのケース会議を設け障害者の状態把握、情報共有を図ることとする。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回
- (3) 全社員研修 年1回
- (4) 嘱託医を交えたケース会議 年2回

2 職員は、その業務上知り得た障害者並びにその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た障害者並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、障害者並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により障害者並びにその家族の同意を得ておかなければならない。

5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

6 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じる。

- 7 事業所は、障害者に対する生活介護サービスの提供に関する諸記録を整備し、生活介護サービスを完結した日から5年間保存するものとする。
- 8 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社エールと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、令和 4年 8 月 1 日 から施行する。
2. この規定は、令和 4年 10 月 1 日 から施行する。
3. この規定は、令和 5年 7 月 1 日 から施行する。
4. この規定は、令和 6年 4 月 1 日 から施行する。